

令和8年9月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	ベスト交通株式会社（法人番号：1060001024644） 代表者 中山 正市
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県芳賀郡益子町上山137 (本社営業所) 栃木県芳賀郡益子町上山137
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和8年6月19日及び令和8年6月29日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(2) 法人の役員変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第8号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 13点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和8年9月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	八代観光株式会社（法人番号：3090001006225） 代表者 古屋 貴志
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県笛吹市八代町南474-1 (本社営業所) 山梨県笛吹市八代町南474-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和8年7月21日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(3)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

令和8年9月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	日の丸自動車興業株式会社（法人番号：3010001027096） 代表者 富田 哲史
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都千代田区神田三崎町3-9-3 (東京営業所) 東京都足立区宮城1-4-14
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年4月27日及び令和8年5月7日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)